八、㈱横浜そごうに対する件

平成六年（排）第八号

排除命令

横浜市西区高島二丁目一八番一号
株式会社横浜そごう
右代表者　代表取締役　竹　下　八　郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社横浜そごうは、「超音波ダニ・ノミ撃退器＜ダニトリー＞Ⓐ天井タイプ」及び「スーパーダニトリー」と称する商品の取引に関し、平成四年三月二五日から平成五年九月一日までの間に新聞折り込みビラに掲載した広告を見た一般消費者の誤認を排除するために、当該商品にはダニを駆除する効果はなく、その効果に関する事項は、事実と異なるものであって、一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、前項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社横浜そごう（以下「横浜そごう」という。）は、肩書地に本店を置き、百貨店業を営む事業者である。

二　横浜そごうは、「超音波ダニ・ノミ撃退器＜ダニトリー＞Ⓐ天井タイプ」及び「スーパーダニトリー」と称する商品の通信販売を行うため、平成四年三月二五日から平成五年九月一日までの間に、新聞折り込みビラに広告を掲載（掲載回数五回、配布枚数の合計約三五〇万枚）することにより、一般消費者に広告した。

三　横浜そごうは、前記二記載の広告において、前記商品の輸入総代理店であり、東京都台東区に所在するキャッスルエンタープライズ株式会社から卸売業者を通じて得た資料等を基にして、

(一)　「超音波ダニ・ノミ撃退器＜ダニトリー＞Ⓐ天井タイプ」と称する商品のダニを駆除する効果について、例えば、平成五年六月九日に新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んだ「横浜そごうテレフォンショッピングNo.39」と題するビラに掲載した広告（別添写し一）に、「超音波で、ダニやノミを撃退！」、「天井や壁に取つけるだけで、気になるダニやノミを手軽に退治できます。」、「ダニ退治」等と、

(二)　「スーパーダニトリー」と称する商品のダニを駆除する効果について、例えば、平成五年九月一日に新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んだ「横浜そごうテレホンショッピングNo.41」と題するビラに掲載した広告（別添写し二）に、「ダニ対策商品特集」、「隠れたダニやノミを撃退！」、「畳や押入れ、家具のスキマに隠れたダニやノミを超音波で退散させます。」と

記載し、あたかも、当該商品にはダニを駆除する効果があるかのように表示しているが、実際には、当該商品のダニを駆除する効果に関する試験結果等によれば当該効果は認められないものである。

法令の適用

前記事実によれば、横浜そごうは、「超音波ダニ・ノミ撃退器＜ダニトリー＞Ⓐ天井タイプ」及び「スーパーダニトリー」と称する商品の性能について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって、かかる行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成六年四月二八日

公正取引委員会

委員長　小粥正巳

委員　股野景親

委員　植木邦之

委員　佐藤勲平

委員　松植敏

別添写し一

超音波で、ダニやノミを撃退！

天井や壁に取つけるだけで、気になるダニやノミを手軽に退治できます。



商品番号50 送Ⓐ 超音波ダニ・ノミ撃退器（ダニトリー）Ⓐ天井タイプ

……9,800円

（消費税294円、税込価格10,094円）

●サイズ：直径10×厚さ2cm ●重さ：170g ●電源：9V（アルカリ電池）●有効範囲：約14畳●超音波式●アメリカ製

別添写し二

ダニ対策商品特集



隠れたダニやノミを撃退！

有効範囲は、約25畳。畳や押入れ、家具のスキマに隠れたダニやノミを超音波で退散させます。

商品番号53 送Ⓐ

スーパーダニトリー

……9,800円

（消費税294円、税込価格10,094円）

●サイズ：直径11×厚さ3.5cm ●重さ：130g ●電源：9V（アルカリ電池）約2ヶ月間有効●有効範囲：約25畳●アメリカ製